

	点検項目	令和3年度取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	教員会議での周知や、学内外で閲覧できる教職員専用チャンネル（以下、教職員チャンネル）でガイドライン等を示している。また、いじめ防止計画についても都度周知を行い、教員着任時には学生主事より説明を行い、共通理解を図っている。	引き続き継続する	-
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	いじめやいじめの疑いを含む情報共有や対応方針について、検討・報告を含め、委員会開催は6回となっている。	引き続き継続する	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	教職員全体研修では、「独立行政法人教職員支援機構による校内研修シリーズ」より、いじめの事例を用いて班別討議を行い、具体的な対応について検討・検証を行っている。また、新任教員及び次年度2年担任を対象とした研修を実施している。	引き続き継続する	-
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	教員会議、教職員チャンネル及び学生便覧において周知を行っている。	引き続き継続する	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	教員会議、教職員チャンネルにおいて周知を行っている。	引き続き継続する	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	教職員の気づきは、直ちに学生主事から校長へ報告され、事案対応チームを立ち上げた後、いじめ対策委員会へ報告がされている。	引き続き継続する	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	役割を定め、全教職員に対し関係資料等を教職員チャンネルにおいて周知を行っている。	引き続き継続する	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	Teamsグループチャットで情報共有・経過報告を行い日常的に観察を行っている。	引き続き継続する	-
9	令和3年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対応のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和4年度の実施計画に反映しているか	R3年度末に検証を行い、R4教員会議および教職員Teamsにより実施計画を示している。	引き続き継続する	-
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	定期的にアンケートを実施し、教職員への情報共有を行っており、カウンセリングに繋げるなどの対応も実施している。	引き続き継続する アンケート項目について、学生が答えやすいものへの検討を行う	R5年度より対応予定
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	構成員の一人としてSCを含めている。原則学生の了解を得たうえで情報共有を行っているが、重大な事案で緊急に対応したほうが良いと判断された内容については、当該学生の承諾なしに情報共有としている。	引き続き継続する	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	学生自身で取り組む企画を通じ、いじめ防止の理解に繋げている。また、学生主事より全学生に対し啓発資料を発信し、いじめの抑止に繋げている。	引き続き継続する	-
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	学生主事による「学生委員会だより」や放送集会を活用する等、いじめ防止の発信を行っている。	引き続き継続する	-
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	学友会企画：いじめ防止短歌コンテストを実施した。（応募数56件）	引き続き継続する	-
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	「学生委員会だより」を活用し、いじめ防止の発信を行い、学生への呼びかけとともに保護者に対しても見守りの協力を呼びかけている。	引き続き継続する	-
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	いじめが認知された場合は、被害・加害双方の保護者へ解決に向けた対応方針を伝えている。	引き続き継続する	-
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	運営諮問会議等で学校いじめ防止等基本計画の内容を説明している。	引き続き継続する	-
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	木更津警察署管内学校警察連絡委員会へ加盟しており、学生事案において警察との連携体制が出来ている。	引き続き継続する	-